

議案第3号

入間市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

条例 別記のとおり

令和6年2月14日提出

入間市長 杉島理一郎

提 案 理 由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、
所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。

入間市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

入間市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の二号を加える。

(5) 特定個人番号利用事務 法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。

(6) 利用特定個人情報 法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。

第4条第1項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に改め、同条第2項中「第19条第8号及び第9号」を削り、同条第3項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第4欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改め、同項ただし書き中「第19条第8号及び第9号」を削り、「当該特定個人情報」を「当該利用特定個人情報」に改める。

別表第2の1の項中「(以下「医療保険給付関係情報」という。)」を削り、同表の2の項中「医療保険給付関係情報」を「国民健康保険法、社会保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による医療に関する給付の支給に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）」に改め、同表の5の項を次のように改める。

5 市長	入間市重度心身障害者の医療費の助成に関する条例の規定による重度心	地方税関係情報であって規則で定めるもの
	身障害者の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの

別表第2の6の項中「法別表第2の26の項第4欄に掲げる情報」を「生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務に係る利用特定個人情報」に改める。

附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日から施行する。